



# 和歌山県報

発行 和歌山県  
和歌山市小松原通一丁目1番地  
毎週火、金曜日発行

## 目次 (\*については県例規集掲載事項) (取扱課室名) ページ

### ○ 人事委員会規則

\*12 職員の勤務時間、休暇等に関する規則の一部を改正する規則 ..... 1

### ○ 告示

457 七郷井土地改良区の役員の就退任 (農業農村整備課) ..... 1

458 三谷井土地改良区の役員の就任 ( " ) ..... 2

459 道路の区域変更 (道路保全課) ..... 2

460 指定公金事務取扱者の指定及び公金事務の委託 (会計課) ..... 3

## 人事委員会規則

### 和歌山県人事委員会規則第12号

職員の勤務時間、休暇等に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和6年4月30日

和歌山県人事委員会委員長 平田 健正

職員の勤務時間、休暇等に関する規則の一部を改正する規則

職員の勤務時間、休暇等に関する規則(平成7年和歌山県人事委員会規則第1号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
目次 第1章 総則(第1条・第1条の2) 第2章～第6章 略 附則  第1章 略  第1条 略  <u>(健康及び福祉の確保に必要な勤務間の時間の確保)</u> <u>第1条の2 任命権者は、職員の適正な勤務条件の確保を図るため、職員</u> <u>の健康及び福祉の確保に必要な勤務の終了からその次の勤務の開始ま</u> <u>での時間を確保するよう努めなければならない</u> 。	目次 第1章 総則(第1条) 第2章～第6章 略 附則  第1章 略  第1条 略

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

## 告 示

### 和歌山県告示第457号

土地改良法(昭和24年法律第195号)第18条第18項の規定により、七郷井土地改良区の役員について次のとおり公告する。

令和6年4月30日

和歌山県知事 岸 本 周 平

1 退任した役員（令和6年3月31日退任）

職名	氏名	住所
理事	前田秀樹	伊都郡かつらぎ町大字新田18番地
理事	森田賢治	伊都郡かつらぎ町大字丁ノ町342番地
理事	津守富久	伊都郡かつらぎ町大字丁ノ町252番地
理事	岸田俊規	伊都郡かつらぎ町大字丁ノ町65番地の2
理事	西林成己	伊都郡かつらぎ町大字蛭子5番地
理事	堀幸朝	伊都郡かつらぎ町大字大谷226番地
理事	市川博司	伊都郡かつらぎ町大字大谷884番地の1
理事	岸岡福三	伊都郡かつらぎ町大字佐野559番地
監事	岸田泰明	伊都郡かつらぎ町大字佐野822番地の1
監事	辻村博明	日高郡日高町大字萩原547番地の1

2 就任した役員（令和6年4月1日就任）

職名	氏名	住所
理事	前田秀樹	伊都郡かつらぎ町大字新田18番地
理事	津守富久	伊都郡かつらぎ町大字丁ノ町252番地
理事	岸田俊規	伊都郡かつらぎ町大字丁ノ町65番地の2
理事	北浦康次	伊都郡かつらぎ町大字丁ノ町753番地の2
理事	西林成己	伊都郡かつらぎ町大字蛭子5番地
理事	松谷壽久	伊都郡かつらぎ町大字大藪253番地
理事	市川博司	伊都郡かつらぎ町大字大谷884番地の1
理事	岸岡福三	伊都郡かつらぎ町大字佐野559番地
監事	堀幸朝	伊都郡かつらぎ町大字大谷226番地
監事	辻村博明	日高郡日高町大字萩原547番地の1

和歌山県告示第458号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第18項の規定により、三谷井土地改良区の役員について次のとおり公告する。

令和6年4月30日

和歌山県知事 岸 本 周 平

就任した役員（令和6年3月19日就任）

職名	氏名	住所
理事	坂上恵津子	伊都郡かつらぎ町大字三谷1685番地の10

和歌山県告示第459号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更したので告示する。

この関係図面は、和歌山県県土整備部道路局道路保全課において告示の日から30日間一般の縦覧に供する。

令和6年4月30日

和歌山県知事 岸 本 周 平

1 道路の種類 県道

## 2 路線名 すさみ古座線

区 間	新旧の別	敷 地 の 幅 員 メートル	延 長 メートル	備 考
西牟婁郡すさみ町周参見字五郎水127番1地先から同町周参見字上戸川北側5159番1地先まで	旧	8.09 } 35.66	258.64	

## 和歌山県告示第460号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第243条の2第1項の規定により、次の者を指定公金事務取扱者として指定し、次のとおり委託したので、同条第2項の規定により告示する。

令和6年4月30日

和歌山県知事 岸 本 周 平

## 1 指定公金事務取扱者の名称及びその主たる事務所の所在地

一般財団法人和歌山県交通安全協会

和歌山県和歌山市西1番地

## 2 委託した公金事務

和歌山県使用料及び手数料条例（昭和22年和歌山県条例第28号）に基づく次に掲げる手数料（地方自治法第231条の2の3第1項に規定する指定納付受託者が提供する決済基盤を利用して納付事務を行うものに限る。）の収納事務

(1) 交通センター、田辺運転免許センター及び新宮運転免許センターが行う道路交通法（昭和35年法律第105号。以下「法」という。）の施行に関する事務に係る手数料のうち運転免許関係事務、放置車両確認関係事務及び特定自動運行許可等関係事務に係るもの

(2) 交通センター、田辺運転免許センター及び新宮運転免許センターが行う防犯・交通関係事務に係る手数料のうち法の施行に関する事務に係るもので次に掲げる事務に係るもの

ア 法第104条の4第6項の規定に基づく運転経歴証明書の新規交付

イ 法第104条の4第7項の規定に基づく運転経歴証明書の再交付

ウ 道路交通法施行令（昭和35年政令第270号）第37条の6の2第1号に規定する法第108条の2第2項の規定による講習であって、普通自動車対応免許を受けている者（法第97条の2第1項第3号イ及びハに掲げる者並びに法第101条の4第3項の規定の適用を受ける者を除く。）に対して行うもの

エ 認知機能検査員講習

(3) 交通センターが行う和歌山県使用料及び手数料条例別表第3第20項に規定する各種証明関係事務に係る手数料

## 3 指定公金事務取扱者として指定した日

令和6年4月1日

## 4 公金事務の委託をした日

令和6年4月1日